（認定の基準）

第二十一条　［略］

2　長期型養成課程の認定の基準は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　学校等が定める方法により養成課程の授業科目の内容を習得したことの確認を行い、その授業科目の内容を習得したと認める者に限り、当該養成課程の修了証明書又はこれに代えて科目履修証明書及び卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書）若しくは総合通信局長が適当と認めるその他の証明書（以下「修了証明書等」という。）を発行するものであること。

［八　略］

［3　略］

（免許の要件等）

第三十条　法第四十一条第二項第三号の総務省令で定める資格及び無線通信に関する科目は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

学校	免許の対象資格	無線通信に関する科目	
		科目名	科目の内容
［略］			
短期大学（学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校	［略］	［略］	［略］
［略］			

（免許の申請）

第四十六条　免許を受けようとする者は、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号（その後氏名に変更を生じた場合を除く。）及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。

［一～四　略］

五　法第四十一条第二項第三号に該当することを証する科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書）（いずれの証明書も同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限るものとし、履修内容証明書にあっては、第三十一条第一項の確認を受けていない学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）が免許を受けようとする場合に限る。）

［六・七　略］

［2　略］

（認定の基準）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

［一～六　同上］

七　学校等が定める方法により養成課程の授業科目の内容を習得したことの確認を行い、その授業科目の内容を習得したと認める者に限り、当該養成課程の修了証明書又はこれに代えて科目履修証明書及び卒業証明書若しくは総合通信局長が適当と認めるその他の証明書（以下「修了証明書等」という。）を発行するものであること。

［八　同上］

［3　同上］

（免許の要件等）

第三十条　［同上］

学校	免許の対象資格	無線通信に関する科目	
		科目名	科目の内容
［同上］			
短期大学又は高等専門学校	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］			

（免許の申請）

第四十六条　［同上］

［一～四　同上］

五　法第四十一条第二項第三号に該当することを証する科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書（いずれの証明書も同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限るものとし、履修内容証明書にあっては、第三十一条第一項の確認を受けていない学校を卒業した者が免許を受けようとする場合に限る。）

［六・七　同上］

［2　同上］